

平成 25 年（2013 年）10 月 11 日

指定就労継続支援 A 型事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
自立支援担当課長 高橋 みゆき

### 就労継続支援 A 型の支給決定に係る年齢要件の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

さて、この度、本市における就労継続支援 A 型の支給決定に係る年齢要件の取扱いを明確化することとしました。

つきましては、下記のとおり通知しますので、貴事業所職員にご周知くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 基本方針

雇用契約の有無に関わらず、原則として 65 歳到達月の末日を支給決定有効期間の最大終期とします。

#### 2 留意事項

- (1) 65 歳到達後も就労に関するサービスを希望する場合は、必要に応じて、就労継続支援 B 型の支給決定を受けることができますので、援護区にご相談ください。
- (2) 平成 25 年 9 月末時点において、65 歳到達月末日を越える支給決定を受けている方については、雇用契約の有無に関わらず、当該支給決定の有効期間終期までは利用が可能です。

#### 3 その他

雇用契約の取扱いについては、これまで同様、労働基準関係法令を遵守してください。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
障がい福祉課給付管理係  
TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181  
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp